

木更津市立小中学校統合準備会設置要綱を次のように定める。

平成29年5月12日

木更津市教育委員会教育長 高澤 茂夫

木更津市教育委員会告示第5号

木更津市立小中学校統合準備会設置要綱

(設置)

第1条 木更津市立小中学校の統合（以下「統合」という。）を円滑に推進するとともに、これに伴い設置される学校の開校に向けての準備を行うため、次条に定める小中学校統合準備会（以下「準備会」という。）を設置する。

(設置する準備会)

第2条 準備会は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中郷中学校・清川中学校統合準備会
- (2) 富岡小学校・馬来田小学校統合準備会

(協議事項)

第3条 準備会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 統合後の学校運営及び教育計画に関すること。なお、前条第2号については、小中一貫校への移行の検討を含む。
- (2) 統合後の通学体制に関すること。
- (3) 統合の対象となる学校の閉校及び統合後の学校の開校の式典行事に関すること。
- (4) 統合移転準備に関すること。
- (5) 統合の対象となる学校の歴史及び伝統の保存に関すること。
- (6) 統合後の学校のPTA組織の運営に関すること。
- (7) 統合の対象となる学校施設（校舎、プール、体育館、校庭等学校用地等）の跡地利用に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、統合に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 準備会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 統合の対象となる学校の校長、教頭及び教職員の代表者

- (2) 統合の対象となる学校のPTAの代表者
- (3) 統合の対象となる学校の学区の自治会の代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
(委員の任期)

第5条 委員の任期は、第3条に定める協議事項が終了する日までの間とする。

- 2 委員が欠けたときは、これを補充しなければならない。
- 3 前条各号に該当する委員がその委嘱又は任命時の役職を退いたときは、その資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第6条 準備会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、準備会の会務を総理し、これを代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 準備会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。ただし、第1回目の準備会は、教育長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事において議決する必要があるときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 準備会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会議には、教育委員会事務局職員等（以下「職員」という。）が出席し、及び発言することができる。
- 6 会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の過半数が必要であると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(検討部会)

第8条 準備会は、第3条に規定する協議事項について調査検討を行うために必要があると認めるときは、検討部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長が任命する委員をもって組織する。
- 3 部会に部長及び副部長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 部長は、部会を代表し、部会の調査検討の結果を準備会に報告する。
- 5 副部長は、部長を補佐し、部長が事故あるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部長が招集し、その議長となる。ただし、第1回目の部会は、会長が招集する。
- 7 部会の会議には、職員が出席し、及び発言することができる。

(庶務)

第9条 準備会及び部会の庶務は、教育部学校再編課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、準備会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。